

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) 申込者名およびその連絡先
 - (5) 宿泊料金の支払者名およびその連絡先
 - (6) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊客が支払うべき総額を限度として、当施設が定める申込金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第17条の規定を適用する事態が生じたときは、キャンセル料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いをしないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、病毒伝播の恐れのある伝染病の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊しようとする方が、当施設もしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、また他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。（旅館業法施行条例による。）
 - (8) 宿泊しようとする方が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとき。
 - (9) 宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (10) 宿泊しようとする方が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2および別表第3に掲げるところにより、キャンセル料を申し受けます。
ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときのキャンセル料支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が病毒伝播の恐れのある伝染病の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。（旅館業法施行条例による。）
 - (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団、暴力団員またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
 - (6) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (7) 法人でその役員うちに暴力団員に該当する者があるとき。
 - (8) 当施設もしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 寝室での喫煙、防災用設備に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（防災上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (10) 宿泊客および当施設の利用客に対する、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他のお客さまや近隣に迷惑がかかると施設側が判断した場合。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金を支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
なお、宿泊プラン等の利用においてはチェックイン、チェックアウト時間が制限される場合があります。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当施設においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

1. 当施設内の各営業時間はパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。
2. 前項の営業時間は必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着もしくは出発の際または当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当施設の責任）

1. 当施設は宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、消防法令を遵守し防火管理に努めておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、キャンセル料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供ができないことについて、当施設の責めにすべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（寄託物等の取り扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品の場合は、貴重品ボックス等をご利用の上、お客様の責任で保管していただき、フロントでは一切お預かりすることは致しません。
2. 宿泊客が当施設にお持込みになった物品について、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、5万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第16条（手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。
ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。ただし、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め、3ヶ月間保管の後に処分させていただきます。また、お忘れ物が食品や保管管理が困難な場合は、廃棄させていただく場合がございます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第18条（免責事項）

1. 宿泊客の故意または過失により宿泊客が被った損害について、当施設は一切の責任を負いません。
2. 当施設内からコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。またコンピューター通信のご利用にあたって、当施設が不適切と判断した行為により、当施設および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第19条（個人情報に関して）

1. 宿泊契約に伴い宿泊客から開示いただきました個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき管理いたします。

第20条（宿泊約款の変更）

1. 当施設は以下の場合に、当施設の裁量により、宿泊約款を変更することがあります。
 - (1) 宿泊約款が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 宿泊約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当施設は前項による宿泊約款の変更にあたり、あらかじめ改定版を遅滞なく当施設ホームページ上へ公開し、また最終改定日を明示します。
3. 変更後の宿泊約款の改定日以降にお客様が当施設を利用したときは、お客様が宿泊約款の変更に同意したものとみなします。

〈別表第1〉

宿泊料金等の内訳（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	1.基本宿泊料（室料（または室料+朝食料または室料+朝食料+夕食料）） 2.サービス料（基本宿泊料に含む）
	追加料金	3.飲食代（朝食・夕食以外の飲食料）およびその他の利用料金
	税金	4.消費税、宿泊税

税法が改正された場合は、その改正された場合によるものとします。

〈別表第2〉

宿泊・食事キャンセル料（第6条第2項関係）

申込人数	不泊・当日	前日	3日前	6日前	13日前	20日前
14名まで	100%	50%	30%	20%	10%	なし
15名以上	100%	50%	40%	30%	20%	10%

（注）

1. すべて宿泊・食事に対する消費税を含む金額に対してのキャンセル料の比率です。
2. 連泊予約において、取り消し人数に関わらず、一部もしくはすべての宿泊日を取り消した場合、取り消したすべての宿泊日に対して、1泊目の取消料率に基づくキャンセル料がかかります。

〈別表第3〉

会議室キャンセル料（第6条第2項関係）

当日	前日	6日前	13日前
100%	80%	50%	30%

（注）

1. 宿泊をとまなう利用の場合は、宿泊・食事の取消料率に準じます。